

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第100号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年5月26日 07時33分ごろ	
発生場所	鹿児島県指宿市薩摩長崎鼻灯台から真方位266° 2.2海里付近 (概位 北緯31°09.2′ 東経130°32.6′)	
事故等調査の経過	平成21年6月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 作業船 真帆丸、5トン未満（登録長11.0m） 292-33316鹿児島、個人所有 B 漁船 第二輝美丸、2.8トン（登録長8.1m） KG3-27417（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B 負傷者1人、B船長が腰を打撲	
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷船尾部を破損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗船し、針路を西方に向けて、約11.0ノット（kn）の速力で航行中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、針路を北東方に向けて、約2～3knの速力で、揚縄をしながら航行中、平成21年5月26日07時33分ごろ、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長Aは、居眠りに陥った可能性があると考えられる。 船長Bは、有効な音響による信号装置を装備していなかった可能性があると考えられる。 船長Bは、衝突を避けるための措置をとらなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、薩摩長崎鼻灯台北西方沖において、A船が西進中、B船が北東進しながら揚網中、船長Aが居眠りに陥り、また、船長Bが衝突を避けるための措置をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	